

臨時会提出予定案件資料

	ページ
1 令和3(2021)年度補正予算概要.....	1
2 専決処分の報告について （令和3(2021)年度函館市一般会計補正予算）	2
3 専決処分の報告について（訴えの提起および和解について）	3～4

1 令和3（2021）年度補正予算概要

一般会計

[歳 出]

民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
子ども未来総務費	204,000	子育て世帯生活支援 特別給付金給付事業 関係経費増 204,000 事業費増 160,500 低所得の子育て世帯分 事務費増 43,500	(国) 子育て世帯生活支 援特別給付金給付 事業費補助金 204,000

2 専決処分の報告について (令和3(2021)年度函館市一般会計補正予算)

子育て世帯生活支援特別給付金（低所得のひとり親世帯分）の支給に係る令和3(2021)年度函館市一般会計補正予算の専決処分について

1 専決処分の内容

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和3年3月23日に国の予備費を活用して特別給付金を支給することが閣議決定された。国からの迅速な支給の要請などを踏まえ、低所得のひとり親世帯への給付金について、一般会計予算の補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するもの。

2 令和3(2021)年度函館市一般会計補正予算(第2号)の概要

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	備 考
民 生 費	54,910,837	319,150	55,229,987	子育て世帯生活支援特別給付金 給付事業関係経費 (0 → 319,150)
そ の 他	81,878,557		81,878,557	
歳出合計	136,789,394	319,150	137,108,544	
国庫支出金	32,175,454	319,150	32,494,604	子育て世帯生活支援特別給付金 給付事業費補助金 (0 → 319,150)
そ の 他	104,613,940		104,613,940	
歳入合計	136,789,394	319,150	137,108,544	

3 専決処分日

令和3年4月14日(水)

4 子育て世帯生活支援特別給付金（低所得のひとり親世帯分）支給の概要

(1) 支給対象者

- ・令和3年4月1日現在、次のいずれかに該当する方
 - ① 児童扶養手当の支給を受けている方(申請不要)
 - ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方(申請必要)
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方(申請必要)

(2) 支 給 額

- ・18歳(障がい児は20歳)未満の児童1人あたり一律5万円

(3) 支給スケジュール

- ・申請不要：市から対象となる方へ支給のお知らせを送付し、
令和3年4月30日に支給開始予定
- ・申請必要：申請受付後、令和3年5月下旬から支給開始予定

5 そ の 他

国の支給対象となっている「その他低所得の子育て世帯」については、国からの具体的な制度設計が判明次第、速やかに予算措置を講じる。

3 専決処分の報告について（訴えの提起および和解について）

〔母子福祉資金等貸付金返還請求事件〕

(1) 専決処分の内容

市が支払督促の申立てを行った母子福祉資金等貸付金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、別紙調書のとおり4件の訴えの提起および2件の被告との和解を地方自治法第180条第1項の規定により専決したので報告する。

(2) 管轄裁判所

函館簡易裁判所

(3) 専決処分の報告

地方自治法第180条第2項の規定により、令和3年第1回市議会臨時会に専決処分をした旨の報告をする。

1 訴えの提起に関する調書

番号	住所 氏名	請求額 申立費用	支払督促申立日 (※)	督促異議 の申立日	訴えの提起の 専決処分の日
1	***** ***** (債務者)	265,000 円 3,483 円	令和 3 年 1 月 20 日	令和 3 年 2 月 5 日	令和 3 年 2 月 16 日
2	***** ***** (連帯借主)	586,200 円 4,983 円	令和 3 年 1 月 20 日	令和 3 年 2 月 9 日	令和 3 年 2 月 22 日
3	***** ***** (連帯借主)	94,000 円 2,483 円	令和 3 年 1 月 20 日	令和 3 年 2 月 12 日	令和 3 年 2 月 22 日
4	***** ***** (債務者)	210,000 円 2,983 円	令和 3 年 1 月 20 日	令和 3 年 2 月 15 日	令和 3 年 2 月 24 日

※注 民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。

2 和解に関する調書

番号	住所 氏名	和解額	支払方法	和解の 専決処分の日
1	***** ***** (債務者)	265,000 円	(1) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和 3 年 3 月から令和 7 年 7 月まで毎月末日限り 5,000 円ずつに分割して、原告に持参又は送金する方法で支払う。 なお、持参又は送金にかかる費用は、被告の負担とする。 (2) 被告が前項の分割金の支払を 2 回以上怠り、その額が 1 万円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第 1 項の金員から既払額を控除した残額を一括して支払う。	令和 3 年 3 月 23 日
2	***** ***** (連帯借主)	94,000 円	(1) 被告は、原告に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、原告方に持参又は送金して支払う。 1 令和 3 年 4 月から令和 4 年 6 月まで毎月末日限り 6,000 円ずつ 2 令和 4 年 7 月末日限り 4,000 円 (2) 被告が前項の分割金の支払を怠り、その額が 1 万 2,000 円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第 1 項の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。	令和 3 年 3 月 25 日